

マンション・建築物の耐震補強について

【建築物耐震診断事業・建築物補強計画策定事業・建築物耐震補強助成事業】

予想される巨大地震において建物の倒壊等による、人命・財産の被害を最小限とするための対策として「浜松市プロジェクトTOUKAI（東海・倒壊）-O総合支援事業」を創設し、建築物の耐震化の促進に取り組んでいます。耐震診断、補強計画、耐震補強工事に必要となる費用の助成制度のほか、窓口での相談も随時行っております。

所有者の皆様には、これらの制度を活用し、積極的に耐震化を進めていただくようお願いいたします。

1.耐震診断の実施【建築物耐震診断事業】

下記業務に関わる費用の一部を補助します

【業務内容】

建築物の現地調査や設計図書により耐震診断を行い、地震に対する安全性を調べます。第三者機関による耐震診断結果の評定を受けます。（一定規模・用途の建物は任意）

【依頼方法】

耐震診断を実施するには、建築士（設計事務所等）を選んでいただく必要があります。基本的には、ご自身でお選びいただきます。以下の点を参考にお選びください。

- ・建物の設計や建築、改修等に関係した建築士又は工事業者等
- ・（一社）静岡県建築士事務所協会 西部支部事務局 TEL：053-459-2366

【補助対象】

昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手した建築物(住宅を除く)又はマンション※
※マンションとは、耐火又は準耐火建築物で、延べ面積1,000㎡以上かつ地上3階以上の共同住宅です。該当しない共同住宅は、非木造住宅耐震診断事業をご利用ください。

【補助額】

1棟ごとに、見積り額と下記助成基準額を比較していずれか少ない額の2/3以内
（補助額は千円未満切り捨て）

延べ面積	助成基準額 （消費税を含む場合）	
1,000㎡以内の部分	3,670円/㎡	左記を 合計 した額
1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	1,570円/㎡	
2,000㎡を超える部分	1,050円/㎡	

※各事業の手続きについては別途お問い合わせください。



注意：パソコン用のページのため、携帯電話で閲覧する場合は、通信量が膨大になる可能性がありますのでご注意ください。また、通信料は利用者のご負担となります。

地震から命を守ろう

検索

ご注意ください！

補助制度を利用する場合は、事前の手続きが必要となります。手続きをする前に、業者との契約や業務に着手すると、補助の対象とはなりません。
実績報告は、交付決定した年度の1月末までに提出してください。

<担当窓口>

●浜松市役所 都市整備部 建築行政課 建築耐震グループ
〒430-8652 浜松市中央区元城町103-2 浜松市役所 4階
TEL 053-457-2473

2.補強計画の作成【建築物補強計画策定事業】

下記業務に関わる費用の一部を補助します

【業務内容】

耐震診断の結果に基づき、壁の増設や柱の補強等の基本的な補強計画を作成します。
作成した補強計画について第三者機関による評定書の発行を受けます。

【補助対象】

- ・昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手したもの
- ・ l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを全階において l_s 値0.6以上かつ q 値1.0以上となる補強計画の作成をするもの（前後において要評定）
- ・要安全確認計画記載建築物、要緊急安全確認大規模建築物、多数の者が利用する建築物等で延べ面積が1,000㎡以上のもの（幼稚園、保育園及び浜松市と災害時の活用等に関する協定等を締結しているものは500㎡以上）、又はマンション
- ・補強計画に基づき耐震補強工事の実施を予定するもの

【補助額】

1棟ごとに、見積り額と下記助成基準額を比較していずれか少ない額の2/3以内
ただし、上限720万円

※要安全確認計画記載建築物又は要緊急安全確認大規模建築物は5/6以内、上限900万円
(補助額は千円未満切り捨て)

延べ面積	助成基準額 (消費税を含む場合)	左記を 合計 した額
1,000㎡以内の部分	3,000円/㎡	
1,000㎡を超え2,000㎡以内の部分	1,800円/㎡	
2,000㎡を超え3,000㎡以内の部分	1,200円/㎡	
3,000㎡を超え5,000㎡以内の部分	600円/㎡	
5,000㎡を超え10,000㎡以内の部分	360円/㎡	
10,000㎡を超える部分	240円/㎡	

3.補強工事の実施【建築物耐震補強助成事業】

※耐震補強工事の実施を予定される方は、事前に建築行政課にご相談ください。

下記業務に関わる費用の一部を補助します

【業務内容】

補強計画に基づき耐震補強工事を実施します。

【補助対象】

- ・昭和56年5月31日以前に建築、工事に着手したもの
 - ・ l_s 値0.6未満又は q 値1.0未満のものを全階において l_s 値0.6以上かつ q 値1.0以上となる補強工事を実施するもの
 - ・要緊急安全確認大規模建築物、多数の者が利用する建築物等で延べ面積が1,000㎡以上のもの（幼稚園、保育園及び浜松市と災害時の活用等に関する協定等を締結しているものは500㎡以上）、又はマンション
- ※要安全確認計画記載建築物については、緊急輸送道路沿道建築物耐震補強助成事業をご利用ください。

【補助額】

1棟ごとに、見積り額と下記助成基準額を比較していずれか少ない額の23%の2/3以内
※要緊急安全確認大規模建築物については607/1800以内

(補助額は千円未満切り捨て)

延べ面積	助成基準額 (消費税を含む場合)	
免震工法で施工する場合	83,800円/㎡	
免震工法以外で施工する場合	マンション	50,200円/㎡
	マンション以外	51,200円/㎡